〃	〃	十億円	九十一円三十一銭
〃	第十二回	三億円	九十円三十九銭
〃	〃	五十五億円	九十円四十四銭
〃	〃	八十億円	九十円四十八銭
〃	〃	二億円	九十円四十九銭
〃	〃	三十億円	九十円五十銭
〃	〃	二十八億円	九十円五十四銭
〃	〃	六十億円	九十円五十八銭
〃	〃	二億円	九十円五十九銭
〃	〃	八十億円	九十円六十五銭
〃	〃	五億円	九十円七十銭
〃	〃	五億円	九十円七十五銭
〃	〃	五億円	九十円八十銭
〃	〃	二億円	九十円八十四銭
〃	〃	三億円	九十円九十五銭
〃	〃	十五億円	九十一円
〃	第十四回	五億円	九十円十銭
〃	〃	三億円	九十円十二銭
〃	〃	四十三億円	九十円二十銭
〃	〃	四十億円	九十円二十二銭
〃	〃	三億円	九十円二十七銭
〃	〃	十億円	九十円三十銭
〃	〃	十億円	九十円四十銭
〃	〃	二億円	九十円四十七銭
〃	〃	二十億円	九十円五十銭
〃	〃	五億円	九十円五十七銭
〃	〃	十億円	九十円六十銭
〃	第十五回	三十億円	九十一円二十四銭
〃	〃	二億円	九十一円二十八銭
〃	〃	十億円	九十一円三十銭
〃	〃	二十二億円	九十一円三十四銭
〃	〃	四十二億円	九十一円三十八銭
〃	〃	五億円	九十一円五十銭
〃	〃	十億円	九十一円五十四銭
〃	〃	三十四億円	九十一円五十五銭
〃	〃	十五億円	九十一円六十銭
〃	〃	二億円	九十一円六十八銭
〃	〃	二億円	九十一円八十八銭
〃	第十六回	六十一億円	九十円五十九銭
〃	〃	十億円	九十円六十五銭
合計		一千二百六億円	

○国土交通省告示第千十九号

平成二十二年度における公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号。以下「法」という。）第十六条第二項の規定による近傍同種の住宅の家賃及び平成二十二年度における法第四十四条第一項の規定による譲渡の対価に係る公営住宅法施行規則（昭和二十六年建設省令第十九号）第二十三条に規定する率を次のように定めたので、告示する。

平成二十一年九月二十五日

国土交通大臣　前原　誠司

住宅の構造									
建設年度	北海道地区に適用される率	東北地区に適用される率	関東地区に適用される率	北陸地区に適用される率	中部地区に適用される率	近畿地区に適用される率	中国地区に適用される率	四国地区に適用される率	九州地区に適用される率
昭和二一	―	四七・九七	五三・五〇	五一・二六	五四・五一	五三・四五	四七・四四	五五・九一	五三・九三
二二	―	二八・六二	三二・〇三	三〇・五九	三三・八九	三一・九〇	二八・五四	三三・五四	三一・五八
二三	―	一五・〇七	一六・八〇	一六・〇七	一七・三三	一六・七五	一四・九七	一七・五七	一六・五五
二四	一〇・二四	一四・五五	一六・二六	一五・五四	一六・六五	一六・二一	一四・四四	一七・〇〇	一五・九九
二五	九・四〇	一三・四〇	一四・九五	一四・三一	一五・三〇	一四・九三	一三・二八	一五・六三	一四・六八
二六	九・六四	一二・一六	一二・九九	一二・七二	一三・七七	一三・四七	一一・九三	一四・七六	一三・一四
二七	八・八八	一一・〇三	一一・九八	一一・五七	一二・七四	一二・八三	一一・四〇	一三・四五	一二・三三
二八	七・四一	九・四八	一〇・二八	一〇・一九	一〇・八二	一〇・五九	九・九一	一〇・八九	一〇・三四
二九	七・二九	八・三三	九・四二	九・三四	一〇・三四	九・九二	九・〇七	九・六六	九・三三
三〇	八・〇五	八・八三	九・五六	九・二〇	一〇・八八	一〇・三三	九・六一	一〇・三五	一〇・三七
三一	七・九七	八・五七	九・四二	九・〇四	一〇・二〇	九・四七	九・三一	一〇・二三	九・〇五
三二	七・九七	七・九二	八・七八	八・五〇	九・一三	八・九三	八・五九	九・六九	八・一〇
三三	八・六二	七・七八	八・八二	八・四四	九・〇二	九・一一	八・五九	九・八二	八・五三
三四	八・二五	七・五六	八・三三	八・一五	八・四九	八・七七	八・四七	九・五〇	八・九六
三五	七・二三	六・九一	七・七〇	七・四〇	七・六七	八・〇九	七・五三	八・五七	八・三三
三六	六・〇六	五・五五	六・二六	六・二五	七・一四	六・二八	六・一四	六・五七	六・二六